

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」として、また被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」として1児ごとに支給されます。直接支払制度を利用した場合には42万円（40.8万円）を上限に健康保険組合から医療機関等へ支払われますが、利用しなかった場合には請求により被保険者へ支給します。

※ 妊娠4ヶ月以上（85日以上・12週を経過したもの）の分娩であれば、生産だけに限らず、死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合でも給付の対象となります。

◆手続方法

【 出産育児一時金請求書 】に医師・助産婦または市区町村長の証明を受け、医療機関等が発行した「出産費用の領収・明細書」「代理契約に関する文書（合意書）」の写しを添付し勤務先の健康保険業務担当窓口へ提出してください。

◆支給方法

勤務先担当経由で、毎月10日までにいすゞ自動車健康保険組合に到着した申請書について当月の23日に事業主あて振込みます。その後、事業主から申請者へ支給されます。（支給日は事業所によって異なりますので詳しくは勤務先健康保険担当部署へお尋ねください。任意継続被保険者・喪失者へは当月23日に請求者あて支給します。）

◆支給金額

1児につき、42万円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は40.8万円）

◆記入例

記入もれのないようご注意ください。

押印省略可 申請書内以下欄にチェックのうえ、請求願います。

記載内容について申請者本人が確認しました。 ※ チェックの記載がない場合、受領できませんのでご注意ください。

出産育児一時金請求書
(被保険者・被扶養者)

平成 年 月 日提出

被保険者名 フリガナ ケンボ タロウ 生年月日 昭和 44 年 12 月 1 日 記号 番号 100 123456

健保 太郎 健保印

資格取得年月日 昭和 6 年 4 月 1 日 資格喪失年月日 平成 年 月 日 事業主名称 ナボ××××××××株式会社

〒 252-8501 TEL 0466-42-0711

神奈川県藤沢市土棚8番地 △△△△△マンションA-201号室

被保険者名 フリガナ ケンボ ハナコ 被扶養者との続柄 妻 出産児名 フリガナ イチロウ 被保険者との続柄 子 出産日 平成 21 年 3 月 10 日

健保 花子 一郎 子

出生児が被扶養者であるかどうか ある ない 出生児が被扶養者でない場合にはその理由 死産のときはその旨

出生した医療施設等の名称・所在地 名称 いすゞ産婦人科クリニック 所在地 ××県××市〇-〇-〇

※ 次の場合には下欄に記入が必要です

- 被扶養者の方が認定年月日（保険証記載）より6ヶ月以内に出産の場合
出産日より半年前に加入していた保険について記載してください
- 被保険者だった方の出産で資格喪失後6ヶ月以内に出産の場合
現在加入している保険について記入してください
国民健康保険加入の方は国保（〇〇市・〇〇区）とご記入ください

加入保険組合等の名称および所在地など 名称 〇〇×××健康保険組合 所在地 ×△×△×△×1-2-3 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記号 番号 加入年月日 喪失年月日 健保確認欄

△△△ △△△△△ 平成 15 年 4 月 1 日 平成 21 年 1 月 31 日

出生した年月日 平成 21 年 3 月 10 日 出生児数 単胎 多胎(児)

医師・助産婦または市区町村長の証明するところ

分娩時の状態 正常 異常 生産・死産の別 生産(妊娠 40 週) 死産(妊娠 週)

施設の名称・所在地 藤沢市土棚〇-〇-〇 五鈴 美子

いすゞ産婦人科クリニック

市区町村長名 五鈴 美子

◆送金先 ※いすゞ自動車株式会社被保険者およびいすゞ自動車株式会社退職後の請求の場合のみ記入
その他の場合は事業所経由での支給のため記入不要

銀行 支店 普通 口座番号 受取人氏名(カナ)

いすゞ自動車健康保険組合

〒252-0806
神奈川県藤沢市土棚8番地
0466-42-0711(内線 8791-31)
業務課 医療給付担当

◆問い合わせ先
いすゞ自動車健康保険組合
〒252-0806
神奈川県藤沢市土棚8番地
0466-42-0711(内線 8791-31)
業務課 医療給付担当

- ① 該当するほうに○印を記入
- ② 提出する日を記入
- ③ 保険証に記載の番号を記入
- ④ 会社名を記入
- ⑤ 部屋番号まで正確に記入
- ⑥ 女子被保険者の出産で出産児が被扶養者ではない場合に記入（夫が扶養と記入）
退職後（本人）・認定後（家族）6ヶ月以内の出産の場合記入してください。

《 被扶養者出産の場合 》
いすゞ健保に被扶養者として認定されてから、6ヶ月以内の出産の場合には、以前加入していた健康保険等に請求できる場合もありますので、確認後支給します。

《 女子被保険者が資格喪失後出産した場合 》
資格を喪失する日の前日までに1年以上の被保険者期間があり、喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、退職後であっても請求できます。ただし、すでに夫の健康保険等に被扶養者として認定されている場合には、夫の健康保険等に家族として申請できる場合もありますので、確認後支給します。

- ⑦ 重複支給を避けるため、加入保険へ確認後支給します。
出産者が記入押印してください。
- ⑧ いすゞ健保使用欄です。
空欄のまま提出してください。

◆問い合わせ先
いすゞ自動車健康保険組合
〒252-0806
神奈川県藤沢市土棚8番地
0466-42-0711(内線 8791-31)
業務課 医療給付担当